特別勘定の議決権行使についての方針

当社の特別勘定では、運用実績がそのままご契約者に帰属するという商品特性を踏まえ、「運用機関」としてスチュワードシップ責任を果たすため、以下のような考え方に基づいて、国内株式の議決権行使に取り組んでいます。

１．基本的な考え方

特別勘定のご契約者からお預かりしている資金を、誠実にかつ注意深く運用するという受託者責任に基づいて株主議決権を行使します。

投資先企業に対しては、コーポレート・ガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。

議決権行使にあたっては、株主利益を毀損させる可能性があると判断される議案に対して、株主として必要な意思表示を行います。

不正や法令違反が発生した投資先企業とは必要に応じて対話を実施するなど、一定の基準に合致した投資先企業とは直接対話を実施した上で、議案判断を行います。

２．意思決定プロセス

当社が定めた「議決権行使基準（特別勘定）」に則り、投資先企業の業績や財務内容、利益還元姿勢、不正や法令違反の有無などを基準に各議案の賛否を決定します。

特別勘定では、日本版スチュワードシップ・コードへの対応も参考に投資顧問会社を選定しており、年金資産の運用については富国生命投資顧問㈱から同社のスチュワードシップ活動に基づく投資助言を受けております。議決権行使における恣意性を排除するため、富国生命投資顧問㈱に対しスチュワードシップ活動に関し求める事項や原則のほか、議決権行使の基本的な考え方および「議決権行使基準（特別勘定）」を明記した「スチュワードシップ活動に関するガイドライン」を提示し、同ガイドラインに則った富国生命投資顧問㈱からの議決権行使に関する助言に基づき議決権を行使します。

意思決定プロセス（イメージ図）

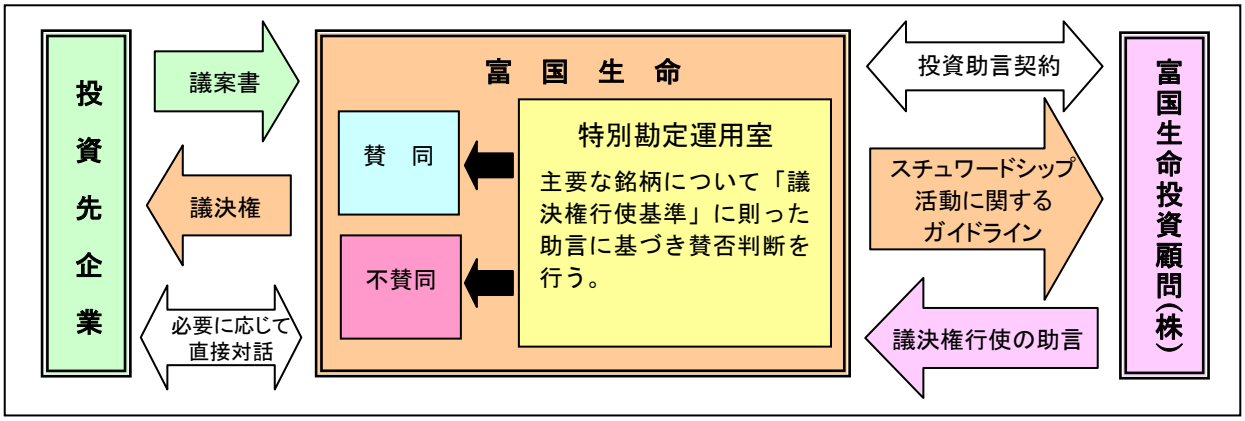

議決権行使にかかる主な検討項目は次の通りです。

主な検討項目	考え方
取締役会・取締役に関する議案	経歴や資質から取締役としての適格性、企業規模や事業部門数と取締役人員数の関係の妥当性などを検討します。社外取締役については、独立性の観点からも検討します。赤字が続いている企業、不正や法令違反行為のあった企業については、議案の精査を行います。
監査役会・監査役に関する議案	経歴や資質から監査役としての適格性について検討します。社外監査役については、独立性の観点からも検討します。不正や法令違反行為のあった企業については、議案の精査を行います。
役員報酬に関する議案	役員報酬と業績の関係の適切性を検討します。赤字が続いている企業については、議案の精査を行います。
退職慰労金贈呈に関する議案	退任役員の貢献と退職慰労金のバランスの適切性を検討します。赤字が続いている企業については、議案の精査を行います。
剰余金処分に関する議案	配当性向の水準が適切かといった観点などから検討します。
役職員のインセンティブ向上に関する議案	株主利益に相反する内容でないかといった観点から検討します。
買収防衛策に関する議案	経営者の恣意性を排除する内容であるか検討します。例えば、独立性の高い第三者委員会の関与などの観点からも精査を行います。
定款変更に関する議案	変更理由の妥当性を検討した上で、株主利益への影響を考慮して判断します。
株主提案	提案内容が株主利益向上に資するものであるか検討します。

３．議決権行使結果の公表

議決権の行使結果については、運用実績がそのままご契約者に帰属するという商品特性を踏まえた上でホームページ等で公表します。また、議決権行使の透明性を確保するため、議決権行使基準（特別勘定）についてもホームページ等で公表します。